

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）7条1項の規定に基づく児童手当認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年2月6日付けで行った児童手当認定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人が、〇〇区の職員から児童手当について説明を受けたのは、平成29年9月中旬が最初である。もっと早く児童手当の案内を受けていれば、本件児童が出生した同年2月に児童手当の申請ができていたはずである。また、本件児童の住民票は、入国管理局の誤った通知により、平成29年4月16日から同年5月17日まで空白期間が生じている。したがって、支給開始年月を同年10月とした本件処分は、違法・不当である。

#### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 30 年 9 月 21 日	諮問
平成 30 年 11 月 13 日	審議（第 27 回第 4 部会）
平成 30 年 12 月 11 日	審議（第 28 回第 4 部会）

#### 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法 3 条によれば、法において、「児童」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。
- (2) 法 4 条 1 項によれば、児童手当は、15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）又は中学校修了前の児童を含む 2 人以上の児童（施設入所等児童を除く。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等であって、日本国内に住所を有するもの等、同条 1 項各号のいずれかに該当する者に支給するものとされている。
- (3) 法 7 条 1 項によれば、児童手当の支給要件に該当する者は、

児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、内閣府令で定めるところにより（法施行規則 1 条の 4 参照）、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないとされている。

(4) また、法施行規則 1 条の 4 第 1 項によれば、法 7 条 1 項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、法施行規則様式第 2 号を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。

(5) そして、児童手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法 7 条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されている（中央法規出版株式会社「五訂児童手当法の解説」110 頁参照）。

(6) 「児童手当法における外国人に係る事務の取扱いについて」（平成 24 年 6 月 13 日付雇児発 0613 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。地方自治法 245 条の 4 に規定する技術的な助言）第 1・1 によれば、外国人に係る児童手当の支給に係る事務処理については、原則として日本国民に対する取扱いと同様であるとされ、同第 3・3 によれば、外国人である児童についても、法 3 条 1 項に基づく国内居住要件が適用され、その住所地については、住民基本台帳によるものとされている。

(7) 法 6 条 1 項 1 号イ(1)(i)によれば、法 7 条 1 項の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが 3 歳に満たない児童である場合、児童手当の支給額は、15,000 円に当該 3 歳に満たない児童の数を乗じて得た額とされている。

(8) 法 8 条 2 項によれば、児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるものであるが、同

条3項によれば、受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、受給資格者がやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始めるとされている。

なお、上記の災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかつた場合に該当するのは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があつたため、認定の請求ができなかつたことが客観的にみて容認できる場合であると解されている(前掲書122頁参照)。

- 2 これを本件についてみると、請求人が児童手当の支給を受けようとする場合、処分庁に対し児童手当認定請求書を提出し、受給資格及び手当額について処分庁の認定を受けなければならないところ(1・(3)及び(4))、請求人が処分庁に対し本件請求書を提出したのは、平成29年9月13日であることが認められる。また、請求人から、本件請求書の提出が本件児童の出生(平成29年〇〇月〇〇日)から約7月経過した後になつたことについて「災害その他やむを得ない理由」があつたと認めるに足る証拠は何ら提出されていないのであるから、請求人について法8条3項の適用は認められないものといえる。

そして、本件請求書に記載された対象児童は、本件児童であつて、3歳に満たない児童1人である。

そうすると、処分庁が、児童手当の支給開始年月を本件請求書が提出された平成29年9月13日の属する月の翌月である同年10月とし、手当月額を15,000円として請求人の児童手当の受給資格を認定した本件処分は、上記1の法令等の定めによつてなされたものであつて、違算等もないことが認められることか

ら、同処分が違法又は不当であるということとはできない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、平成29年9月中旬になるまで、職員が請求人に対し、児童手当について案内を行わず、それが原因で児童手当の支給開始が遅れるという不利益を受けたとして、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

しかし、〇〇区では、母子健康手帳交付時、出生届提出時、及び住民コード交付時に児童手当について周知を行っているところ、請求人は、平成28年6月19日に母子健康手帳の交付を受け、平成29年2月24日に出生届を提出し、同日住民票の作成手続を経ており、その後に住民コードの交付を受けていることから、児童手当の案内を受けていると認めるのが相当である。

なお、住民の重大な権利に関わるような手続については、本人が手続の内容を理解でき、不利になることがないように、必要な配慮がなされるべきであることを付言する。特に、本件のような児童手当の受給の場合、請求主義であって請求した日の属する月の翌月からの支給になり、請求が遅れると、遅れた分の手当の支給を受けることが原則できなくなるため、受給資格者に対しより一層の配慮が求められる。

- 4 請求人は、入国管理局の誤った通知により、本件児童の住民票に空白期間が生じたとも主張している。しかし、請求人が、本件児童に係る住民票が消除されていた期間に児童手当の認定を請求し、または請求しようとした事実は認められないため、当該住民票の消除が原因で本件児童に係る児童手当の認定請求が平成29年9月13日になったとは認めることはできない。

- 5 したがって、請求人の主張には理由がない。

- 6 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美